議案第35号

大野市立学校管理規則の一部を改正する規則案

令和元年9月26日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

大野市立学校管理規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第7号)の一部を次のように 改正する。

第21条中「祝日法による」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する」に改める。

第37条及び第38条を次のように改める。

(教材の使用)

- 第37条 校長は、法第34条第2項及び第3項(これらの規定を法第49条及び 附則第9条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の 定めるところにより、教科書に代えて法第34条第2項に規定する教材(以下 「教科用図書代替教材」という。)を使用することができる。
- 2 校長は、教科書及び教科用図書代替教材以外の教材(以下「補助教材」という。)で教育上有益適切なものは、教育内容の充実を図るために、これを使用することができる。
- 3 校長は、教科用図書代替教材及び補助教材の選定に当たっては、その内容及び 表現の正確、中正等に留意し、かつ、保護者の経済的負担について考慮しなけれ ばならない。
- 第38条 校長は、次に掲げる教材を使用する場合には、あらかじめ委員会の承認 を受けなければならない。
 - (1) 教科用図書代替教材
 - (2) 教科書の発行されていない教科等の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)
 - 第39条中「校長が学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材」を「校長

は、学年、学級又は特定の集団全員の補助教材」に、「次のものを使用しようとするときは、あらかじめ校長は」を「次に掲げるものを使用する場合は、あらかじめ」に改め、同条第1号中「教科書又は準教科書」を「教科書、教科用図書代替教材又は準教科書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。